

北九州市監査公表第12号

令和3年5月21日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査(工事監査)
- 2 措置を講じた局等
小倉北区役所
- 3 監査の期間
令和2年7月17日から令和2年12月11日まで
- 4 監査公表の時期
令和3年2月26日(令和3年監査公表第3号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 区役所

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 環境整備事業（公園等）の執行について</p> <p>（小倉北区役所まちづくり整備課）</p> <p>（ア）（軽微な工事）足立公園展示林整備（その1）</p> <p>（イ）（軽微な工事）足立公園展示林整備（その2）</p> <p>（ウ）（軽微な工事）足立公園展示林整備（その3）</p> <p>上記の業務委託は、平成26年5月頃から、倒木等により夜間の利用を中止している足立公園のキャンプ場において、枯木や枯枝の除去を行うものであり、業務は内容別（樹木撤去、枯枝剪定及び下草刈作業）に3件の環境整備事業（公園等）として実施されたものである。</p> <p>「環境整備事業（公園等）の執行要領」によると、環境整備事業（公園等）は、公共施設の管理に必要な少額の公園及び街路樹等の維持・修繕や、市民からの要望・陳情及び公園巡視員の通報等の内、緊急に対応する必要がある業務及び工事を執行するとされている。</p> <p>しかし、上記の業務委託は、約5年間行ってこなかった枯木や枯枝の除去業務であり、緊急に対応する必要があるとはいえず、環境整備事業（公園等）として行うには不適切な</p>	<p>今回の指摘は、通常競争入札での発注が可能かどうかの検討を十分に行わないまま、安易に環境整備事業による業務執行を行ったことが原因である。</p> <p>今後同様の間違いが生じないように、環境整備事業（公園等）のマニュアルを新たに作成し、環境整備事業の執行要領と併せて、担当者全員で内容の再確認を行った。</p> <p>また、指摘事項及び、今後の対応について、2月22日の事務改善会議において課内全員に周知した。さらに3月15日に開催の公園担当係長会議において、各区まちづくり整備課にも内容周知を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ところがあった。</p> <p>環境整備事業（公園等）の執行にあたっては、執行要領の内容を十分に理解し、適正に行われたい。</p>	